

環自野発第 23031713 号  
令和 5 年 3 月 1 7 日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を  
改正する法律の施行等について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 18 日に公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（令和 4 年 7 月 1 日施行）以外の規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行されます（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 359 号））。

改正法の施行に伴い、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 360 号）」が令和 4 年 11 月 28 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

また、改正法の施行に伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」において特定外来生物の防除に係る規定の見直し及び要緊急対処特定外来生物に対する検査等の新設等が行われることを受け、所要の規定の整備等を行う「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・環境省令第 1 号）」が令和 5 年 2 月 27 日に公布され、一部の規定を除き令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

改正の概要は別添のとおりですので、貴職におかれましては、本改正を踏まえた法の適正な執行への御協力をお願いいたしますとともに、貴管下市町村及び関係機関にも周知されるようお願いいたします。

## 目次

第一 責務規定及び防除における国と地方公共団体の役割分担について（新法第2条の2から第2条の5、第11条及び第17条の2関係）	1
1 規定の趣旨	1
2 国の責務及び主務大臣等による防除について（新法第2条の2及び第11条第1項関係）	1
3 地方公共団体の責務及び防除に関する役割について（新法第2条の3、第17条の2第1項及び第17条の4関係）	3
4 事業者及び国民の責務について（新法第2条の4関係）	5
5 関係者の協力について（新法第2条の5関係）	5
第二 防除に係る規定の見直し	6
1 特定外来生物の防除の原則に係る規定の新設（新法第10条の2関係）	6
2 主務大臣等による防除に関する規定の見直し（新法第11条関係）	6
（1）新法第11条の規定による防除に係る手続について（規則第14条から第20条）	7
3 鳥獣保護管理法の特例規定の見直し（新法第12条関係）	7
4 主務大臣等による防除の一部を地方公共団体が行う場合における土地の立入り等の規定等の整備（新法第13条関係）	7
（1）立入りを行う職員等の身分を示す証明書について（規則第12条及び様式第3から様式第3の3まで関係）	8
5 都道府県による防除に関する規定の見直し（新法第17条の2関係）	8
6 都道府県による土地への立入り等（新法第17条の3関係）	10
7 市町村による防除の手続の見直しについて（新法第17条の4関係）	10
（1）新法第17条の4第1項の主務省令で定める基準及び市町村等による防除に係る手続について（規則第22条から第27条まで関係）	10
8 市町村による土地への立入り等（新法第17条の5関係）	11
9 市町村が確認を受けて行う防除の中止等に係る手続（新法第17条の6関係）	11
10 国及び地方公共団体以外の者による防除の認定に係る変更について（新法第18条関係）	11
11 旧法に基づく防除に関する経過措置について（改正法附則第2条関係）	12
第三 要緊急対処特定外来生物に係る対策の強化	12
1 要緊急対処特定外来生物の指定について（新法第2条第3項、第4項及び施行令第4条関係）	12
2 要緊急対処特定外来生物に対する検査等の新設（新法第24条の2第2項及び第24条の5関係）	13
（1）検査について（新法第24条の5第1項関係）	13
（2）移動の制限又は禁止について（新法第24条の2第2項及び第24条の5第2項関係）	13
① 移動の制限又は禁止の命令書及び基準について（施行規則第29条の2及び第29条の5関係）	14

(3)	消毒又は廃棄について（新法第 24 条の 5 第 3 項関係）	14
①	消毒又は廃棄の命令に係る規定の整備（規則第 29 条の 3 第 3 項、第 29 条の 4 及び第 29 条の 6）	15
3	要緊急対処特定外来生物に係る報告徴収（新法第 24 条の 6 関係）	15
4	要緊急対処特定外来生物に係る事業者の対処指針（新法第 24 条の 7 関係）	15
(1)	対処指針に係る措置（新法第 24 条の 7 第 5 項から第 7 項まで関係）	16
5	法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外の対象の追加について（規則第 2 条第 17 号関係）	16
第四	特定外来生物の取扱いに関する特例措置の整備	17
1	特定外来生物に係る規制の適用除外規定について（新法原始附則第 5 条関係）	17
第五	その他	18
1	科学的知見の充実に係る規定の強化（新法第 27 条関係）	18
2	国際協力の推進に係る規定の創設（新法第 27 条の 2 関係）	18
3	国民の理解の増進に係る規定の強化（新法第 28 条関係）	18
4	関係行政機関等の協力規定の新設（新法第 28 条の 2 関係）	19
5	罰則について（新法第 32 条から第 36 条まで関係）	19
6	法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外の対象の追加について（規則第 2 条関係）	19
(1)	国の職員の緊急時の引取り等に伴う飼養等（規則第 2 条第 12 号関係）	19
(2)	小規模な防除を行う者が実施する特定外来生物である植物又は動物の防除に係る運搬及び一時的な保管について（施行規則第 2 条第 14 号から第 16 号まで関係）	19
7	飼養等の許可に係る規定の整備	21
(1)	飼養等の目的の追加について（規則第 3 条第 4 号及び第 4 条第 2 項関係）	21
(2)	許可に係る飼養等が不要となった場合の許可の失効等について（規則第 4 条第 10 項第 4 号及び第 10 条第 5 号関係）	21
8	様式の適正化及び一部押印の廃止（規則様式第一から様式第七まで関係ほか）	21

## 第一 責務規定及び防除における国と地方公共団体の役割分担について（新法第2条の2から第2条の5、第11条及び第17条の2関係）

### 1 規定の趣旨

改正前の法（以下「旧法」という。）において、特定外来生物の防除は一義的には主務大臣等が被害の発生を防止するため必要があるときに行うこととされ、他の主体は旧法に基づく防除を実施するために主務大臣の確認又は認定を受けることが「できる」としてとされていた。本規定や法改正前の特定外来生物被害防止基本方針（平成26年3月18日閣議決定）の下、国は、全国的な観点から生物の多様性の確保上優先度の高い重要な地域等における防除や、我が国に定着していない又は定着初期の特定外来生物の防除等の全国的に見て特に優先度の高い防除を行ってきた。しかし、旧法においては各主体の役割が規定されていなかったことから、個別の事案において防除をどの主体が行うか調整に時間を要すること等により迅速な防除を行えないといった事態も生じ、結果として特定外来生物が拡散し、被害が拡大してしまっていた。一方で、国等による防除マニュアル等の整備により防除に係る知見が広く共有され、地方公共団体による防除の実績も蓄積されてきた。特に定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であることから、地方公共団体の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とする必要が高まっていた。これらのことから、各主体がより実効的な防除措置を講じられるようにするため、改正後の法（以下「新法」という。）第2条の2から第2条の5において、防除等の対策を実施する現場において、どの主体が防除を行うべきなのかといった、各主体の役割を、本法の基本的な考え方として明確化するための責務規定を置くとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとした。また、防除に関する具体的な各種措置については、第3章の特定外来生物の防除に係る規定において、国と地方公共団体の防除対象を明確化し、責務規定に応じて地域ごとに迅速かつ柔軟な対応がとれるよう手続きを見直すこととした。

なお、各主体の役割と連携の詳細については特定外来生物被害防止基本方針（令和4年9月20日閣議決定。以下、「基本方針」という。）第1の「4 各主体の役割と連携」においても記載されているため、併せて参照されたい。

### 2 国の責務及び主務大臣等による防除について（新法第2条の2及び第11条第1項関係）

新法第2条の2において、国の責務を次の（1）～（3）のとおり規定した。

#### （1）外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること（新法第2条の2第1項）

具体的には、我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行う。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る指針及び国における

具体的な行動計画を示すことや生態系被害防止外来種リストを作成すること等により、我が国における外来生物対策を総合的に推進する。

- (2) 我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずること（新法第2条の2第2項）

この「定着」については、「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則（2002年第6回生物多様性条約締約国会議）」における定義と同様に「継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと」を意味する。特定外来生物ごとの我が国における定着の判断については、特定外来生物の指定の際やその後状況の変化が生じた際に、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、特定外来生物の生態等に応じて、環境省（共管種については、農林水産省及び環境省）が判断する。「我が国における定着」には、全国的に広く定着している状態だけでなく、局地的に定着している状態も含まれる。既に指定されている特定外来生物の定着状況については環境省 HP の「特定外来生物等一覧」において掲載しているため、参照されたい。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

「分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止」については、定着が全国的に見て一部の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に限定されるなど局地的であり、かつ、放置すると急激に全国にまん延する危険性が高い場合において、ある地域から他の地域への分布を広げないように、主務大臣等が定着していない地域のモニタリングを行うとともに、当該地域で発見された場合の防除や定着している地域からの分布拡大防止のための定着地域における防除を地方公共団体とともに行うこと等を想定している。

「生物の多様性の確保上重要と認められる地域」については、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）などの法令において、その生物の多様性の保全を国が図ることとされている地域及びその保全を国が図ることとされている種の生息地又は生育地を想定しており、特定外来生物により当該保全の対象となる生物に被害が生じた場合には国が率先して必要な措置を講ずるという趣旨で規定をしているものである。新法第2条の2第2項の規定については、上記の地域内で特定外来生物による生態系等に係る被害が生じているかどうか、当該被害の程度やその被害が拡大するか否か、各法令の趣旨等も踏まえて、優先順位を検討の上、必要と判断した措置を行うことを想定している。

また、この規定に関連して、主務大臣等が防除を行う場面を以下に掲げる場合とした（新法第11条第1項）。

- ① 我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被

害の発生を防止する必要があるとき

② 我が国における分布が局地的である特定外来生物のまん延を防止する必要があるとき

③ 生物の多様性の確保上重要と認められる地域において特定外来生物による生態系に係る被害の発生を防止する必要があるとき

④ ①～③のほか、主務大臣等が特定外来生物による生態系等に係る被害の発生又は特定外来生物のまん延を防止するため特に必要があると認めるとき

この④の規定については、国の機関が他法令等により管理をしている区域においてその適切な管理や被害の発生の防止のために特に必要があると認めた場合等を想定している。特に、土地基本法第3条第2項において「土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。」とされていることから、土地の所有者及び管理者が一般的な管理責任を踏まえ特定外来生物による被害を防止するために適切な対応を行うことは重要である。また、基本方針第1の4（5）においても、特定外来生物が侵入し、若しくは生育し、若しくは生息している場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待されることが記載されている。

(3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促進に必要な措置を講ずること（新法第2条の2第3項）

具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派遣、研修会の実施等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政的な支援、③地域の関係者の取組の連携（都道府県間の連携を含む。）等を推進する。

3 地方公共団体の責務及び防除に関する役割について（新法第2条の3、第17条の2第1項及び第17条の4関係）

都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとした（新法第2条の3第1項）。この「我が国における定着」の考え方については「2 国の責務及び主務大臣等による防除について（新法第2条の2及び第11条第1項関係）」の記載（p. 2）を参照されたいが、当該記載のとおり、全国的か局地的かに関わらず国内に定着しているものは「我が国における定着が既に確認されている特定外来生物」となる。ただし、分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止は国の責務にもなっていることから、例えば都道府県が被害状況の調査や被害に応じた防除を行い、国がまん延防止のためのモニタリングや防除を行うなど、特定外来生物の生息・生育の状況や地域の実情に応じて役割分担を調整の上、対応されたい。

また、この規定に関連して、都道府県が単独で又は共同して防除を行う場面を以下に掲げる場合とした（新法第17条の2第1項）。

- ① 我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に係る被害状況その他の事情を勘案して当該特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき
- ② 前号に掲げる場合のほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき

この②の規定については、地方公共団体が他法令等により管理をしている区域においてその適切な管理や被害の発生の防止のために特に必要があると認めた場合等を想定している。土地や施設の所有者及び管理者による取組の重要性については、「2 国の責務及び主務大臣等による防除について（新法第2条の2及び第11条第1項関係）」の記載（p. 3）を参照されたい。

また、市町村は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした（新法第2条の3第2項）。

新法第2条の3の規定については「特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況及び動向その他の実情を踏まえ、」 「必要な措置を講ずる（よう努める）」とあることから、都道府県や市町村においては、当該区域内で特定外来生物による生態系等に係る被害が生じているかどうか、当該被害の程度やその被害が拡大するか否か、その他地域の実情も踏まえて、優先順位を検討の上、必要と判断した措置を行うことを想定している。「必要な措置」の具体的な内容としては、特定外来生物の防除やその事前段階としての新法第13条第1項に基づく立入り等だけでなく、特定外来生物に関する内容を含む条例やリストの策定、必要な予算の確保、関係者との連携促進等様々な取組が該当する。このうち、条例やリストの策定については都道府県による策定状況を取りまとめた資料を下記環境省 HP 内「地方公共団体の取組」で公開しているので参考にされたい。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/index.html>

また、より地域住民に近い立場である市町村の取組は重要であるが、市町村単位では自治体の有する知識・技術・体制について、自治体ごとの違いが極めて大きいため、あらゆる市町村に一律で外来生物対策の実施を求めることは現時点では難しい。このため、市町村については当該市町村の所在する都道府県の協力も得つつ、個々の実情に応じた取組を促進することが望ましいことから、努力義務としている。もっとも、基本方針第1の1でも記載があるとおり、本規定の趣旨は都道府県や市町村の取組を強化するものであることから、既に積極的に外来生物対策に取り組んでいる市町村や一定の規模を有する市町村における取組については引き続き非常に重要であり、所属する都道府県や近隣の市町村とも連携しつつ継続・推進されたい。また、都道府県と市町村の役割分担については、現場での被害状況の確認、地域住民との連絡調整、地域住民と連携した防除等のより地域住民に近い立場での役割を市町村が担う等、地域の実情に応じて検討されたい。

なお、改正法における地方公共団体の責務や防除に関する規定の新設は、特定外来生物の駆除により生じる廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定を超えて都道府県や県庁所在地の市町村に負担させる趣旨のものではなく、当該廃棄物の処理については、引き続き同法の規定に基づき対応されたい。

#### 4 事業者及び国民の責務について（新法第2条の4関係）

事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとした（新法第2条の4第1項）。

既に我が国に導入され、広くまん延している外来生物の中には、愛玩目的での安易な飼養等や事業者による不適切な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、野生化して生態系等に被害を及ぼしている外来生物も多い。また、外来生物の非意図的な導入を防ぐためには、外来生物を混入させない措置や外来生物の存在が判明した段階で適切な逸出防止措置をとることが重要である。これらのことから、外来生物のまん延を防ぐには、取り扱う生物が外来生物であるかどうかや、適切な混入や逸出の防止の方法等についての知識と理解を事業者及び国民が深め、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなど外来生物を適切に取り扱うことが最も重要である。加えて、特定外来生物の防除を進めるためには、その被害の状況や防除の必要性について、土地所有者及び施設管理者や地域住民等が理解し、防除等の施策に協力することも必要である。このほか、事業者については、例えば、動物園や水族館等を運営する事業が普及啓発や調査研究等に協力したり、事業者のサステナビリティ活動の一環で外来生物対策を行ったりすること等が期待される。

また、物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとした（新法第2条の4第2項）。この「物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者」については、新法第24条の7に基づく対処指針の対象となる事業者のうち物品の処分権限を有する者（荷主に当たる事業者）に加えて、個人の荷主も含まれる。また、「必要な配慮」については荷主等が運送事業者等に対して、特定外来生物等が付着等をしている物品等に対する検査や消毒又は廃棄の命令、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている物品等の移動の制限又は禁止の命令等の本法及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるように適切な対応を求めるものである。例えば、特定外来生物の付着又は混入のおそれがある物品又はコンテナの開封等について、管理者等から連絡があった場合は速やかに対応し協力することや、新法第24条の2第2項又は第24条の5第2項に基づく移動制限・禁止の対象となった場面においても予定通りの運送を求めることがないようにすること等を想定している。このほか、特にヒアリ類について必要な配慮の詳細については、今後告示が予定されている「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」も参照されたい。

#### 5 関係者の協力について（新法第2条の5関係）

実効性の高い外来生物対策を進めるためには、それぞれの役割分担の下に、各主体が実際に防除等を行う時だけではなく、平常時から、国、地方公共団体、事業者、民間団体がそれぞれ相互に連携し、協力することが重要であることから、国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとした。

国、都道府県、市町村、事業者については、上述したとおりであるが、民間団体については、外来種の問題に長年継続して取り組んでいる団体、もしくは外来種や地域の生物・

生態系に精通し、専門的知見を有する団体もあり、今後ますます重要な役割を果たすことが期待される。また、これらの団体が実施する外来種に関連する活動は、メディアの注目度が高いものもあり、一般の国民がこれらの活動に参加することにより、外来種問題の深刻さをより一層実感できるものであることから、外来種問題の普及啓発においても大きな役割が期待される。

特に、特定外来生物の防除に関しては、土地所有者や施設管理者の協力を得ることが重要であることに加え、土地所有者や施設管理者は当該土地又は施設を適切に管理する責任を有している（「2 国の責務及び主務大臣等による防除について（新法第2条の2及び第11条第1項関係）」の記載（p.3）参照）。このため、土地所有者や施設管理者については、積極的な防除の取組が期待されるほか、土地及び施設における特定外来生物の侵入状況の確認や、国及び地方公共団体への適切な情報提供等の取組も重要である。

## 第二 防除に係る規定の見直し

### 1 特定外来生物の防除の原則に係る規定の新設（新法第10条の2関係）

主務大臣による確認を行わない都道府県も含めたあらゆる防除の実施主体が、関係法令を遵守するとともに、適切な方法による防除を行う必要があることから、新法第3章の規定による防除を行う者は、この法律、鳥獣保護管理法その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならない旨を防除の原則として明記した。この具体的な内容については、基本方針第4の「1 防除の原則」及び特定外来生物防除実施要領（令和5年3月公表予定）を参照されたい。

### 2 主務大臣等による防除に関する規定の見直し（新法第11条関係）

今般の改正による国と都道府県の防除に係る役割分担の見直しを踏まえ、国と都道府県が防除をするに当たって、どの場所においてどの種の特定外来生物の防除を行うかを事前に調整することがより重要になることから、旧法においても措置されている関係都道府県知事への意見聴取規定を引き続き残し、これを変更するときも同様とすることとした（新法第11条第2項）。

また、防除の一部を地方公共団体が行うこととするときは、あらかじめ当該地方公共団体の同意を得たうえで（新法第11条第3項）、当該地方公共団体の名称を主務大臣の公示事項に加えるものとした（新法第11条第2項第4号）。この規定は、地方公共団体が主務大臣と共同して防除を行う場合に、地方公共団体による公示や主務大臣の確認申請の手続きを省略化することで、連携や迅速な防除を促進するための規定である。また、新法第11条第3項は、この際に主務大臣と地方公共団体が事前に十分調整のうえ公示を行うべきである点を明確にするための規定であり、同意を求められる側が同意しなければならないものではない。また、本規定に基づき主務大臣の公示に加える地方公共団体は、適切な役割分担の上密接に国の機関と連携して防除を行う者に限ることとする。

なお、今般の改正により、都道府県は自ら公示を行い、市町村や地方公共団体以外の者は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「規則」という。）第22条の防除の確認・認定の基準に沿って防除を行うことから、主務大臣等による公示の対象範囲は、主務大臣等が自ら防除

を行うこととした範囲に限られることとなる。また、公示を行うことに加え、新法第 10 条の 2 に規定する防除の原則（基本方針第 4 の「1 防除の原則」）を遵守する必要がある。さらに、基本方針第 4 の「1 防除の原則」のキにおいて、国の防除に際しては、防除の確認・認定における基準に定める事項に配慮して実施するものとされていることから、規則第 22 条に定める防除の確認・認定における基準の内容にも配慮する必要がある。

防除を行う際の公示事項や手続きの詳細、防除の原則、防除の確認・認定における基準等の詳細については、特定外来生物防除実施要領に記載している。なお、「11 旧法に基づく防除に関する経過措置について（附則第 2 条関係）」で記載するとおり、法律の施行後も、旧法に基づく公示の効力は続くため、当該公示に基づく防除を継続することは可能である。

#### （1）新法第 11 条の規定による防除に係る手続について（規則第 14 条から第 20 条）

新法第 11 条第 2 項に基づく公示の方法については、環境省のホームページにて一覧として掲載することを想定しており（規則第 16 条参照）、同条第 3 項に基づく防除の同意の方法については、電子メール等を想定する。

### 3 鳥獣保護管理法の特例規定の見直し（新法第 12 条関係）

旧法に基づく防除に伴う鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法を適用除外とする整理がなされていた。一方、鳥獣保護管理法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内において使用を禁止された猟法による捕獲、同法第 35 条第 1 項に基づき特定猟具使用禁止区域として指定されている区域内において使用を禁止された猟具による防除、同法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による防除及び銃器による防除を行う場合に同法第 38 条において禁止されている行為（以下「対象行為」という。）の禁止については、鳥獣の保護及び管理を適切に行うとともに、猟具の使用による危険を予防するという同法の趣旨を担保するために特に重要な規制事項であることから、防除の確認又は認定の要件にこれらの事項の遵守を含めることによって、特定外来生物の防除において対象行為を行わないことが実質的に担保されてきた。

今般の改正を機に、対象行為に係る鳥獣保護管理法の規定が確実に遵守されるようにするために、鳥獣保護管理法のうち関係する規定の適用除外の規定は残した上で、対象行為の規定を適用除外から外すこととした。ただし、これらの行為を行うことが特定外来生物の防除に有効かつ効果的であり、かつ、これらの行為により生じるものと通常想定されている危険性が生じない場合など、特定外来生物の捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができると認められる場合として主務大臣が告示で定める場合には例外的に対象行為を認めることとした。こうした場合が生じた際は、個別に環境省外来生物対策室に相談されたい。

### 4 主務大臣等による防除の一部を地方公共団体が行う場合における土地の立入り等の規定等の整備（新法第 13 条関係）

主務大臣等が行う防除について、地方公共団体が防除の一部を行う場合に当該地方公共

団体も新法第 13 条に基づく土地への立入り等についての適用を受けることとしたうえで、同法第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長にあつては、同条第 1 項の規定による防除に関する情報を収集するための調査に限って、その職員又はその委任した者に、特定外来生物の生息調査等を目的とした土地の立入り等を行わせることができることとした（新法第 13 条第 1 項）。

本規定による立入りについては、新法第 13 条第 2 項の規定による防除に必要な限度で行う立入り等と同様に、立入りの対象となる土地又は水面の占有者に対しては、同条第 3 項に基づく意見聴取等の法に基づく所要の手段を行うことに加え、当該立入りの目的を説明し、可能な限り理解を得ることが望ましい。また、本規定は、主務大臣等が防除の必要性の判断に必要となる情報を収集するための調査に用いることができるものであるため、本規定に基づく立入りを行い、その結果として防除の必要がないと判断された場合には、防除を行わないことも想定している。一方で、客観的状況に照らし当該場所に特定外来生物が存在するおそれがあると認められない場合にまで本規定を用いて立入りや調査ができるという趣旨のものではない。仮にこのような立入りを行った場合には、違法となるおそれがあるため、本規定の趣旨を踏まえた適切な運用に留意されたい。

（1）立入りを行う職員等の身分を示す証明書について（規則第 12 条及び様式第 3 から様式第 3 の 3 まで関係）

新法第 13 条（同法第 11 条第 1 項の規定による防除の一環として行う場合）、第 17 条の 3 又は第 17 条の 5 の規定に基づく地方公共団体の職員及び調査を委任された者の身分証明書の様式を定めた。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）の様式に立入り等の根拠規定を明記した場合はこれを身分証明書として使用できることとした（規則第 12 条第 2 項）。

また、地方公共団体において旧法第 18 条第 4 項において準用する第 13 条第 3 項の規定に基づき定めている身分証明書の様式がある場合には、施行後も当該様式を改正法に合わせて改定して使用できるようにするため、地方公共団体が自ら条例や規則によって様式を定めることは可能とした（規則第 12 条第 5 項）。

また、改正前の規則に基づく様式を使用した身分証明書について、その効力が認められる限りにおいて引き続き使用することができるよう経過措置を置くこととした（規則附則第 2 条第 1 項）。改正法施行前に取得した防除の確認に係る立入り等のための身分証については、施行後の防除の規定に基づく手続きをとった場合は、速やかに新様式にて発行すること。

## 5 都道府県による防除に関する規定の見直し（新法第 17 条の 2 関係）

新法第 2 条の 3 第 1 項で規定する都道府県の責務を踏まえ、都道府県が迅速に防除を行えるよう、都道府県が同法第 17 条の 2 第 1 項の規定による防除を単独で又は共同して行うには、必要事項を定めて遅滞なく公示するとともに、主務大臣に通知することとし、これを変更したときも同様とした（新法第 17 条の 2 第 2 項）。特に、防除すべき特定外来生物が複数の隣接する都道府県にまたがって生息又は生育している場合や、都道府県の境界

付近に生息又は生育している場合等においては、防除の実効性を確保するため、複数の隣接する都道府県により共同して防除を行うことも検討されたい。

また、防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うこととするときは、あらかじめ当該市町村の同意を得たうえで（新法第 17 条の 2 第 3 項）、当該市町村の名称を都道府県の公示事項に加えるものとした（新法第 17 条の 2 第 2 項第 2 号）。この規定は、市町村が都道府県と共同して防除を行う場合に、市町村による主務大臣への確認申請の手続きを省略化することで、両者の連携を促進したり迅速な防除を行ったりするための規定である。また、新法第 17 条の 2 第 3 項は、この際に都道府県と市町村が事前に十分調整のうえ公示を行うべきであることを明確にするための規定であり、同意を求められる側が同意しなければならないものではない。

新法第 17 条の 2 の規定により、都道府県（同法第 17 条第 2 項第 2 号に規定する市町村を含む。以下この節において同じ）が行う防除は確認手続きが不要となるため、旧法において防除の確認を受ける際に必要とされていた主務大臣の公示事項への適合も不要となるが、同法第 10 条の 2 に規定する防除の原則（基本方針第 4 の「1 防除の原則」）は遵守する必要がある。また、基本方針第 4 の「1 防除の原則」のキにおいて、都道府県の防除に際しては、防除の確認・認定における基準に定める事項に配慮して実施するものとされていることから、規則第 22 条に定める防除の確認・認定における基準の内容にも配慮する必要がある。防除の原則や通知手続き、防除の確認・認定における基準等の詳細は特定外来生物防除実施要領に記載されているため、これに沿って防除を実施されたい。

旧法において、生きた特定外来生物の運搬を要しない防除等、法令による規制の適用除外を受ける必要がない場合については確認手続きを受けずに防除を行っても違法とはならなかった。この点は新法についても同様であるが、公示により防除について関係者と広く情報共有を図る観点、防除の実施状況について国が把握して総合的な施策の策定に活かす観点、目標や区域・期限を定め計画的な防除を実施する観点等から、できる限り新法第 17 条の 2 に基づく防除として行うことを検討されたい。なお、「11 旧法に基づく防除に関する経過措置について（附則第 2 条関係）」で記載するとおり、法律の施行後も、旧法に基づく確認の効力は続くため、当該確認を受けた防除を継続することは可能である。

新法第 12 条（鳥獣保護管理法の特例）の規定は、都道府県（同法第 17 条第 2 項第 2 号に規定する市町村を含む。）が行う防除についても準用される（新法第 17 条の 2 第 5 項）ため、「3 鳥獣保護管理法の特例規定の見直し（新法第 12 条関係）」も参照されたい。

なお、種の保存法第 37 条に規定する管理地区内において、外来生物法第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号）第 25 条第 10 号ヌにおいて、許可を要しない行為とされているが、都道府県（新法第 17 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する市町村を含む。）が新法第 17 条の 2 に基づきこれらの行為を行う場合には、その旨を管轄の地方環境事務所へ一報するよう対応されたい。

## 6 都道府県による土地への立入り等（新法第 17 条の 3 関係）

都道府県知事（新法第 17 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する市町村の長を含む。以下この節において同じ。）について、今般の改正により主務大臣の確認手続なしで自身の公示により防除を行うものとしたことに伴い、主務大臣等と同様に、当該防除の必要性の判断や実施における実効性確保のため、その職員又はその委任した者に、特定外来生物の生息調査等を目的とした土地への立入り等を行わせることができることとした（新法第 17 条の 3 第 1 項）。本規定に基づく立入りに当たっては「4 主務大臣等による防除の一部を地方公共団体が行う場合における土地の立入り等の規定等の整備（新法第 13 条関係）」で記載（p. 8）する留意点も参照されたい。

また、防除に必要な限度で行う他人の土地又は水面における特定外来生物の捕獲等若しくは放出等又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹の伐採については、都道府県知事がその職員のみに行わせることができることとした（新法第 17 条の 3 第 2 項）。

## 7 市町村による防除の手続の見直しについて（新法第 17 条の 4 関係）

新法第 2 条の 3 第 2 項における市町村の責務を踏まえ、市町村は、その行う特定外来生物の防除であって防除の実施体制及び方法その他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合するものについて、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができることとした（新法第 17 条の 4 第 1 項）。特に、防除すべき特定外来生物が複数の隣接する市町村にまたがって生息又は生育している場合や、市町村の境界付近に生息又は生育している場合等においては、防除の実効性を確保するため、複数の隣接する市町村により共同して防除を行うことも検討されたい。

また、主務大臣は、新法第 17 条の 4 第 1 項の確認をしようとするときは、当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないこととし、この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の確認に関し、主務大臣に対し、意見を述べるができることとした（新法第 17 条の 4 第 2 項）。さらに、主務大臣は、新法第 17 条の 4 第 1 項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示し、当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知することとした（新法第 17 条の 4 第 3 項）。

新法第 12 条（鳥獣保護管理法の特例）の規定は、市町村による防除について準用されるため、「3 鳥獣保護管理法の特例規定の見直し（新法第 12 条関係）」も参照されたい。

また、防除の確認や手続については特定外来生物防除実施要領に記載されているため、そちらに沿って申請されたい。なお、「11 旧法に基づく防除に関する経過措置について（改正法則第 2 条関係）」で記載するとおり、法律の施行後も、旧法に基づく確認の効力は続くため、当該確認を受けた防除を継続することは可能である。

（1）新法第 17 条の 4 第 1 項の主務省令で定める基準及び市町村等による防除に係る手続について（規則第 22 条から第 27 条まで関係）

新法第 17 条の 4 第 1 項の規定による防除の確認及び同法第 18 条第 1 項の規定による防除の認定で適合を求められる主務省令で定める基準について、基本方針及び各特定外来生

物の防除に関する件（告示）を踏まえ、規則第 22 条で規定した。また、防除の確認又は認定の申請書類、意見聴取の期間、確認証及び認定証について規定した。これらの規定の詳細については特定外来生物防除実施要領に記載しているため、申請に当たって参照されたい。

#### 8 市町村による土地への立入り等（新法第 17 条の 5 関係）

市町村の長について、主務大臣や都道府県と同様に、当該防除の必要性の判断や実施における実効性確保のため、その職員又はその委任した者に、特定外来生物の生息調査等を目的とした土地への立入り等を行わせることができることとした（新法第 17 条の 5 第 1 項）。なお、本規定に基づく立入りに当たっては「4 主務大臣等による防除の一部を地方公共団体が行う場合における土地の立入り等の規定等の整備（新法第 13 条関係）」で記載（p. 7）する留意点も参照されたい。

また、防除に必要な限度で行う他人の土地又は水面における特定外来生物の捕獲等若しくは放出等又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹の伐採については、市町村の長がその職員のみに行わせることができることとした（新法第 17 条の 5 第 2 項）。

#### 9 市町村が確認を受けて行う防除の中止等に係る手続（新法第 17 条の 6 関係）

旧法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定と同様に、新法第 17 条の 4 第 1 項の確認を受けた市町村は、その防除を中止したとき、又はその防除を同項の主務省令で定める基準に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならないこととした（新法第 17 条の 6 第 1 項）。主務大臣は、当該通知があったときは、その通知に係る新法第 17 条の 4 第 1 項の確認を取り消すものとした（新法第 17 条の 6 第 2 項）。

#### 10 国及び地方公共団体以外の者による防除の認定に係る変更について（新法第 18 条関係）

旧法においては、主務大臣等による防除の公示が旧法第 18 条第 2 項において定めている国及び地方公共団体以外の者が行う特定外来生物の防除に関する主務大臣の認定の基準としての機能を果たしていたところ、今般の改正により、主務大臣等は自らの防除についてのみ防除の公示を行うこととされたため、認定の際は、主務大臣等による防除の公示事項ではなく、新法第 17 条の 4 第 1 項に基づき主務省令で定める基準（規則第 22 条において定める基準）に適合している旨について認定することとした（新法第 18 条第 1 項）。

また、主務大臣は、新法第 18 条第 1 項の認定をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならないこととし、この場合において、関係都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、当該認定に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができることとした（新法第 18 条第 2 項）。さらに、主務大臣は、新法第 18 条第 1 項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならないこととした（新法第 18 条第 3 項）。

防除の認定や手続きについては特定外来生物防除実施要領に記載されているため、そちらに沿って申請されたい。

## 11 旧法に基づく防除に関する経過措置について（改正法附則第2条関係）

旧法の規定に基づく公示により、主務大臣等が行う防除及び主務大臣の確認・認定を受けた防除であって、法律の施行の際に効力を持つものについては、なお従前の例によることとした。これにより、都道府県については新規に自ら公示を行い、市町村については新規に確認を受けることで、新法の適用を受けることとなる。

なお、新法の施行前に確認を受けて防除を行う都道府県又は市町村が、施行後に新法第11条第2項第4号に規定する地方公共団体又は同法第17条の2第2項第2号に規定する市町村に該当して主務大臣等や都道府県の公示に含まれた場合で、都道府県又は市町村が施行前に受けた確認の効力を不要とする場合は、その旨環境省に同意又は申請の際に連絡し、それをもって環境省ホームページ上の確認の公示を削除することとする。当該確認の公示を削除したことをもって、確認の効力は失効したものとする。

## 第三 要緊急対処特定外来生物に係る対策の強化

### 1 要緊急対処特定外来生物の指定について（新法第2条第3項、第4項及び施行令第4条関係）

特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定することとした（新法第2条第3項）。また、当該指定の立案をするときに、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととした（新法第2条第4項）。これにより、緊急に防除を行う必要がある特定外来生物について、旧法で課題となっていた、輸入通関後における消毒、廃棄に係る迅速な対応や、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある段階での移動の禁止等について法に基づく措置を講ずることが可能となる。要緊急対処特定外来生物の選定に係る考え方や選定の対象等については、基本方針第6の「1 要緊急対処特定外来生物」を参照されたい。

本規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「施行令」という。）において、要緊急対処特定外来生物として、ヒアリとその近縁種として、以下の4種群及びそれらの交雑により生じた生物の個体を指定することとした（施行令第4条、別表第4及び別表第5関係）。

- ・ *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）全種
- ・ *Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィシイマ種群）全種
- ・ *Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）全種
- ・ *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）全種
- ・ *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）、*Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィシイマ種群）、*Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）及び *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）の4種群に属する種と4種群に属する他の種の交雑により生じた生物

## 2 要緊急対処特定外来生物に対する検査等の新設（新法第 24 条の 2 第 2 項及び第 24 条の 5 関係）

要緊急対処特定外来生物の拡散を防止するための措置として、当該生物が物品若しくはその容器包装（以下「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入（以下付着又は混入を「付着等」という。）している蓋然性が高いと認めるときの検査、検査中の物品等の移動の制限又は禁止の命令、これらの検査により要緊急対処特定外来生物が発見された場合の消毒又は廃棄の命令の規定を新設した（新法第 24 条の 5）。

また、新法第 24 条の 2 第 1 項に基づく輸入通関前の輸入品等に係る検査の対象となる輸入品等または施設に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、又は付着等しているときの移動の制限又は禁止の命令についても規定を新設した（新法第 24 条の 2 第 2 項）。

### （1）検査について（新法第 24 条の 5 第 1 項関係）

「蓋然性が高い」とは、環境省職員等の一定の知見のある者より要緊急対処特定外来生物である可能性が高いと判断された生物が存在し、又は付着等していることが確認されている場合や、近くの物品や土地において要緊急対処特定外来生物の発見事例があった場合など、何らかの要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等している可能性が高い根拠がある場合を意味する。検査の対象となる「施設」については、新法第 24 条の 2 第 1 項における施設と同様、車両、船舶、航空機その他の移動施設を含むほか、倉庫等も含まれる。この「車両」には自動車のみでなく鉄道も含まれるほか、「移動施設」には港湾等にある移動式のクレーン類等も含まれる。

当該検査については、要緊急対処特定外来生物の存在又は付着等の蓋然性が高い状況において、その生物の情報を取得し同定を行うために必要な行為を想定している。具体的には、目視での調査又は誘因餌や粘着トラップを用いた調査等により写真やサンプルを取得すること等を想定し、必要に応じて物品又はコンテナの開封を事業者に求めて中身を確認することや、発見者に写真やサンプルの取得を求めることも含まれる。

### （2）移動の制限又は禁止について（新法第 24 条の 2 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項関係）

新法第 24 条の 2 第 2 項に基づく移動の制限又は禁止の命令の対象となる「輸入品等」については、海外から輸入される貨物であって、美術館での展示品など、輸入の許可を得る前の貨物（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 3 号の「外国貨物」）の状態のまま内陸に輸送し、用途終了後に海外に返却するものも含む。

新法第 24 条の 2 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項に基づく移動の制限又は禁止の規定は、同法第 24 条の 2 第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項の規定による検査により、検査の対象となる輸入品等（同法第 24 条の 5 第 2 項の適用場面においては「物品等」と読み替える。以下この項において同じ。）又は施設（移動施設に限る。以下この項において同じ。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、又は付着等していることが確認されたときに適用される。

第 24 条の 5 第 1 項では要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等している「蓋然性が高い」と認めるときに検査等ができるとしており、同条第 2 項では要緊急対処特定外来生物の「疑いがある」生物が存在し、又は付着等しているときに移動の制限又は禁止を命ずることができるとしている。この違いについて、第 1 項の「蓋然性が高い」と認めるときは（1）で記載するとおり、何らかの生物が確認されているときに限らず、周辺状況等も踏まえて要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等している可能性が高いと判断したときを想定しており、第 2 項の「疑いがある」生物が存在し、又は付着等しているときは、要緊急対処特定外来生物の可能性があり同定が必要な生物が実際に存在し、又は付着等しているときを想定している。

「疑いがある」の具体的な場面としては、当該輸入品等又は施設に何らかの生物が存在し、又は付着等をしていることが確認でき、かつ、当該生物を撮影した写真や採取したサンプルを職員が簡易的に目視等により確認し要緊急対処特定外来生物に該当する特徴が確認できる場面又は写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物の疑いが排除できない場面が該当する。こうした場面において、要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同定が必要と主務大臣が判断した場合等に、同定の結果が判明するまでの間、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限って同項に基づき移動制限又は禁止の命令をすることを想定している。命令の効力は、当該輸入品等又は施設の移動を制限又は禁止する旨を、特定外来生物被害防止取締官等が当該輸入品等又は施設の所有者又は管理者に伝えた時点から発生する。また、その場で消毒等を行うことができる場合には基本的に移動禁止とし、消毒等のために一定の範囲を移動させる必要があるものについてはその範囲の移動のみを認める移動制限の命令を出すことを想定している。なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により取り除く等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措置が講じられたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令の対象とならない。この「取り除く」には、死滅させること等の被害の発生を防止する手段を含む。

① 移動の制限又は禁止の命令書及び基準について（施行規則第 29 条の 2 及び第 29 条の 5 関係）

移動の制限又は禁止の命令について、命令を受けた者の要求があったときの命令書の交付及び命令の基準を規定した。

（3）消毒又は廃棄について（新法第 24 条の 5 第 3 項関係）

新法第 24 条の 5 第 1 項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、要緊急対処特定外来生物の付着等が確認された物品等について、基本的には消毒を命じ、十分に取り除かれた上で移動させる。「これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」は、有識者によって検査対象の生物の同定が実施されている等により新法第 24 条の 5 第 1 項の検査と同等の精度で行われることが確認できるものとしており、「外来生物法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」（令和 4 年 6 月環境省告示第 55 号）において詳細を規定している。付着対象の深部まで要緊急対処特定外来生物が侵入している場合など、消毒をしても十分に取り除くことができないと

特定外来生物被害防止取締官が認める場合には、廃棄を命ずる。物品等の消毒又は廃棄の命令の相手方については、命令の実効性を担保するため、原則として当該物品等を管理する者のみでなく、処分権限を有する所有者（荷主）に対しても命令することとする。

消毒又は廃棄を行う場面については、新法第 24 条の 2 第 3 項では「輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に」特定外来生物等が付着等しているときとされているのに対し、同法第 24 条の 5 第 3 項では「物品等、土地又は施設に」要緊急対処特定外来生物が付着等しているときとされている。基本方針において、新法第 24 条の 5 第 3 項による消毒又は廃棄については、同法第 24 条の 2 第 3 項に基づく輸入品等に係る消毒又は廃棄に係る事項を定めた基本方針の第 5 の 3 に準じて実施することとされているが、基本方針の第 5 の 3 について同法第 24 条の 5 第 3 項を適用する場面においては、新法における規定の違いを踏まえ、適用場面を「物品等、土地又は施設に」要緊急対処特定外来生物が付着等しているときと読替えるものである。従って、土地又は施設の消毒については、物品等に由来しない場合も含め、要緊急対処特定外来生物が土地又は施設に拡散して付着等をしている場合において、当該要緊急対処特定外来生物を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な要緊急対処特定外来生物の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により要緊急対処特定外来生物が取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、法に基づく消毒又は廃棄の命令の対象とはならない。

#### ① 消毒又は廃棄の命令に係る規定の整備（規則第 29 条の 3 第 3 項、第 29 条の 4 及び第 29 条の 6）

旧法第 24 条の 2 第 3 項の消毒又は廃棄に係る現行の規則第 29 条の 2 から第 29 条の 4 までの消毒若しくは廃棄後の通知、消毒若しくは廃棄命令書又は消毒若しくは廃棄の基準に係る規定について、新法第 24 条の 5 第 3 項の消毒又は廃棄に準用等することとした。また、消毒又は廃棄の基準を定めるにあたり、最新の知見に照らして対象となる生物の取り除きに最も効果的な基準として告示で規定することとした。

#### 3 要緊急対処特定外来生物に係る報告徴収（新法第 24 条の 6 関係）

要緊急対処特定外来生物は様々な経路等での拡散可能性があり、また、輸出元での対策が重要であるため、関係事業者等から、当該生物の物品等への混入状況、輸出場所や輸出場所から到着地までの運搬に係る経路等の情報などを取得することが、関連する場所への拡散状況の把握や導入・拡散の原因究明のために重要である。そのため、主務大臣は、要緊急対処特定外来生物について、その被害の防止に必要であると認めるときは、当該要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれのある物品等、土地又は施設の所有者、管理者及び当該物品の経路地において当該物品等を扱った事業者に対し、当該物品等、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができることとした。

#### 4 要緊急対処特定外来生物に係る事業者の対処指針（新法第 24 条の 7 関係）

要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の拡大防止のためには、要緊急対処

特定外来生物の海外から我が国への導入（国内での運搬・保管の過程を含む。）に関し、当該生物を発見しうる事業者に対して幅広くかつ網羅的にこれらの早期発見・対処のための措置を求める必要があり、任意の協力に留まらず、一定の法的な根拠をもって行うことが必要不可欠である。そのため、主務大臣及び国土交通大臣は、事業者が要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、物品等の輸送又は保管（以下「物品の輸入等」という。）に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めるものとした（新法第 24 条の 7 第 1 項）。

対処指針の対象となる事業者は以下の①～③のとおりとしている。

① 当該物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者

② 当該物品等を所有し、又は管理する事業者

物品等を港や飛行場から輸送する物流業者や倉庫などで保管する業者などを想定し、委託を受けて輸送、保管を行う事業者を含むことを明確化する趣旨で「管理する者」としている。

③ 当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者  
この「経由地」には、当該物品等の輸送に係る物流業者の倉庫等の物流拠点等を含み、道路などの単なる通過点は含まない。「到着地」は当該物品等の荷送先を指す。

（1）対処指針に係る措置（新法第 24 条の 7 第 5 項から第 7 項まで関係）

主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができることとした（新法第 24 条の 7 第 5 項）。この「特に必要があると認めるとき」とは、現に要緊急対処特定外来生物が発見され、その経由地等における対処指針の遵守状況を迅速に確認する必要があるときや、要緊急特定外来生物の存在の可能性がある場所で拡散を助長する行為又は不作為のおそれがあり、これにより被害を生じる蓋然性が認められるときなどを想定している。具体的には、要緊急対処特定外来生物が付着等した物品等について、逸出防止措置をとらずに長期間放置した場合等を想定している。

また、当該指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告をすることができることとした（新法第 24 条の 7 第 6 項）。

さらに、主務大臣及び国土交通大臣は、当該勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置（対処指針に即した措置）を講ずるよう命ずることができることとした（新法第 24 条の 7 第 7 項）。「正当な理由」があると認められる場合については、例えば、当該事業者が災害による被害を受け、その対応により勧告にかかる措置をとるいとまがなかった場合等を想定している。

5 法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外の対象の追加について（規則第 2 条第 17 号関

係)

改正法により、要緊急対処特定外来生物に係る移動制限・禁止、消毒・廃棄及び対処指針の規定が整備されたことを踏まえ、これらの規定による命令等により移動制限・消毒・廃棄を行う場面や、環境省、農林水産省、国土交通省の職員による指導に応じて任意にこれらの行為を行う場面において、一時的に特定外来生物の保管又は運搬をすることについては、法第4条の飼養等の禁止の適用除外とした。

#### 第四 特定外来生物の取扱いに関する特例措置の整備

##### 1 特定外来生物に係る規制の適用除外規定について（新法原始附則第5条関係）

旧法第2条第1項に基づき特定外来生物に指定された場合には、学術研究の目的等で主務大臣の許可を取得しない限り、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の行為が禁止され、違反時には重い罰則の対象となる。しかしながら、アメリカザリガニやアカミミガメ（以下「アメリカザリガニ等」という。）については、それらがもたらす生態系等に係る被害の程度から特定外来生物の指定に相当する生物である一方で、現在特定外来生物に指定されている他の生物と比べても身近な生物であって広く一般的に飼養等されていることから、単に旧法に基づき特定外来生物に指定した場合、許可手続の手間や違反時の罰則へのおそれから、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への影響が増大するおそれがあった。

このため、生態系等への影響を防ぎつつ、こうした飼養等の実態を踏まえて柔軟かつ実効的な規制を行うことを可能とするため、特定外来生物の取扱いに係る特性措置を整備することとした。具体的には、他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能であるなど、我が国における当該特定外来生物の生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、旧法第4条（飼養等の禁止）、第7条（輸入の禁止）、第8条（譲渡し等の禁止）、第9条（放出等の禁止）の規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができることとした。適用を除外する規定及び付す条件の内容については、当該特定外来生物の選定の際に検討を行う。「当分の間」については、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行うこととしている。

なお、本特例措置が適用される特定外来生物については、規制の適用除外のない特定外来生物と同じ内容の規制がかかるといった誤解により、遺棄を招いてしまうおそれ等がある。このような誤解を防ぐため、規制の適用除外があることを国民に明確に伝える必要があることから、通称を「条件付特定外来生物」として、規制内容の周知等を行うこととしている。

本特例措置に基づき、施行令原始附則第2条においてアメリカザリガニ等を条件付特定外来生物に指定することとしている。当該規定の施行は令和5年6月1日としており、規

則の関連規定とともに別途施行通知を出す予定である。

## 第五 その他

### 1 科学的知見の充実に係る規定の強化（新法第 27 条関係）

旧法において、国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置について「講ずるよう努めなければならない」とされていたところ、各主体における防除の取組を推進するには特定外来生物に係る科学的知見に関する情報が不可欠であることから当該情報の収集等を一層推進するため、「講ずるものとする」に改正した。

### 2 国際協力の推進に係る規定の創設（新法第 27 条の 2 関係）

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためには、国内での対策のみならず、当該特定外来生物が生息・生育している国において、我が国に入らないような措置を講ずることも、極めて有効な方法の一つである。

特に、国外から貨物に付着等を行うことにより非意図的に我が国に導入される特定外来生物に対して、国内に導入されてから対応するよりも我が国への導入自体を防ぐ方が被害防止のためにはより確実な手段である。このため、特定外来生物が付着等を行う貨物の輸出国において付着等を防止する措置を講ずることも重要である。

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に導入されるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

このため、国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めることとした。

### 3 国民の理解の増進に係る規定の強化（新法第 28 条関係）

旧法では、国が「特定外来生物の防除等」に関して国民の理解を深めるよう「努めなければならない」としていたが、特定外来生物が拡散し、被害が拡大してしまっている状況において、様々な関係者が協力して防除等を行う必要性が増していることから、防除等に関する国民の理解を深める重要性もより高まっている。

また、近年も特定外来生物の譲渡し等に係る規制を知らずに特定外来生物を購入してしまった事案の発生や、貿易の活発化による外来生物の非意図的な導入事例の増加等がみられる。このような事例を防ぎ、また、貿易の活発化による外来生物の非意図的な導入事例の増加を受けた要緊急対処特定外来生物に係る規制や、特定外来生物の取扱いに係る特例に係る規定が今般の改正に伴い新設されたことも踏まえ、国が、特定外来生物のみならず未判定外来生物も含めた外来生物全般について、どのような生物が規制対象なのか、規制の内容は何なのか、どのような取扱いが適切なのかといった防除以外の点についても、国民に幅広く知識を身につけてもらうとともに、その理解を深めてもらうような教育活動、広報活動等を一層強化して行う必要がある。加えて、今般の改正に伴い地方公共団体の責務が明確化したことに加え、上述のとおり様々な関係者が協力して防除等を行う必要性が

増していることから、地方公共団体においても、国民の知識と理解を深めるための普及啓発等の必要な施策に取り組む必要がある。また、アメリカザリガニなどは教育活動においても広く用いられていたが、今後の教育の現場においても、上記のような理解を深めるためには、より国民に近い行政機関であり、かつ自らも学校を所管している地方公共団体における普及啓発の取組は重要である。

このため、国は、教育活動、広報活動等を通じて特定外来生物の防除だけでなく、特定外来生物及び未判定外来生物のいずれをも含めた「外来生物」に関して、国民の知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとした（新法第 28 条第 1 項）。

また、地方公共団体は、国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとした（新法第 28 条第 2 項）。

#### 4 関係行政機関等の協力規定の新設（新法第 28 条の 2 関係）

特定外来生物は国外から国内に物資が輸送されるあらゆる港湾、空港を經由して国内に導入される可能性があるほか、国内のあらゆる場所でその被害を生じる可能性があるため、これらによる被害を防止するためには、特定外来生物対策に係る関係行政機関や地方公共団体からの情報提供が不可欠となる。そこで、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができることとした。

#### 5 罰則について（新法第 32 条から第 36 条まで関係）

今般の改正において、要緊急対処特定外来生物の防除等に関する規定、要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の移動制限・禁止命令に係る規定及び緊急対処特定外来生物の対処指針に係る規定を新設することに伴い、それぞれ罰則を新設した。

#### 6 法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外の対象の追加について（規則第 2 条関係）

規則第 2 条においては、新法第 4 条第 2 号に基づき、同法第 4 条の飼養等の禁止の適用が除外される主務省令で定めるやむを得ない事由について定めているところ、次の（1）及び（2）の事項についてそれぞれ追加することとした。なお、このほか要緊急対処特定外来生物への対応に係る規則第 2 条の規定については、第三の「6 法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外の対象の追加について（規則第 2 条第 17 号関係）」を参照されたい。

##### （1）国の職員の緊急時の引取り等に伴う飼養等（規則第 2 条第 12 号関係）

他の者が捕獲した個体を引き取る場合等に、国の職員が当該特定外来生物を一時的に保管や運搬することも想定されるため、こうした事案であって新法第 11 条に基づく防除や規則第 2 条各号のいずれにも該当しない場合にも対応できるよう追記を行った。

##### （2）小規模な防除を行う者が実施する特定外来生物である植物又は動物の防除に係る運搬及び一時的な保管について（施行規則第 2 条第 14 号から第 16 号まで関係）

特定外来生物である植物等の防除を目的とした地域のボランティア等による小規模な活

動の円滑な実施を図るため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について」（平成 27 年 1 月 9 日環自野発第 1501091 号自然環境局野生生物課長通知）及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について」（平成 31 年 3 月 26 日環自野発第 19032610 号自然環境局野生生物課長通知）において、一定の要件を満たす特定外来生物である植物等の防除に伴う運搬や保管は、規制の対象にはならないと整理している。このような運搬及び一時的な保管について、法令上その取扱いを位置付けることでより明確化するため、規則第 2 条各号において、新法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外として位置付けることとした。

植物については、次のイ～ハのいずれにも該当する運搬をするものである場合に適用除外の対象となることとした（規則第 2 条第 14 号）。なお、防除を行う者による公表の要件について、農業等で日常管理の一貫で特定外来生物の水草の防除を行う場面などでは公表を求めることが現実的ではないため、ハの括弧内で記載されているとおり、これらの防除においては公表の要件を求めないこととした。

イ 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。

ロ 当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとっていること。

ハ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。

(1) 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。

(2) 当該防除を実施する者

(3) 当該防除の実施日時及び実施場所

動物については、その種類により要件が異なりうるため、別途告示において種類及び適用除外の要件を定めることとした（規則第 2 条第 15 号）。

また、保管の禁止の適用除外については、規則第 2 条第 14 号又は第 15 号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限るものとし、次のイ及びロに掲げる要件のいずれにも該当する場合を対象とした。

イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。

ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

なお、上記で挙げた通知 2 件については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・環境省省令第 1 号）の施行日である令和 5 年 4 月 1 日をもって廃止することとする。

## 7 飼養等の許可に係る規定の整備

### (1) 飼養等の目的の追加について（規則第3条第4号及び第4条第2項関係）

飼養等許可については被許可者が死亡した時点で失効するため（規則第10条第1号）、相続人が飼養等を引受けた場合に、適用除外期間（施行規則第2条第10号に基づき60日間）後に違法となってしまうという課題があった。こうした場合において相続人による飼養等を継続できるよう、許可の目的に指定前から愛玩目的で飼っていた個体の相続を追加した。

### (2) 許可に係る飼養等が不要となった場合の許可の失効等について（規則第4条第10項第4号及び第10条第5号関係）

愛玩目的で飼養等許可を得ていた個体が全て死亡し飼養数が0になった場合など、許可に係る飼養等をする必要がなくなった場合に許可が失効すること・届出と許可証の返納をしなければならないことを明記した。

## 8 様式の適正化及び一部押印の廃止（規則様式第一から様式第七まで関係ほか）

規則の各改正に伴い様式を新設又は改正したほか、飼養等の許可証について、飼養等の目的と飼養等施設の欄を追加した。また、消毒・廃棄命令書、移動制限・禁止命令書については、許可証等と比べ偽造の有無の確認を提示者の身分証の確認等で行うことができることに鑑み、発出の円滑化のため押印を廃止することとした。なお、許可証や確認・認定証については、偽造防止等の観点から引き続き押印を残すこととした。